

# 地域団体への助成制度のしおり

令和5年度版

箕輪町

# - 目 次 -

① 地域社会づくり		
(1) 地域総合活性化事業交付金	...	1
(2) 区事務支援交付金	...	1
(3) 集会施設改修事業補助金	...	2
(4) 地域発 元気づくり支援金	...	2
(5) 一般コミュニティ助成事業、地域防災組織育成助成事	...	3
(6) コミュニティセンター助成事業補助金	...	3
② 安全・安心		
(1) 消防施設等整備補助金	...	4
(2) 自主防災組織育成事業補助金	...	4
(3) セーフコミュニティ活動推進補助金	...	5
(4) 安心・安全なまちづくり活動支援配分(助成)	...	5
③ 高齢者		
(1) 地域ふれあいサロン支援事業補助金	...	6
(2) 地区長寿クラブ補助金	...	6
(3) 介護予防日常生活支援総合事業訪問Bサービス補助金	...	7
(4) 介護予防日常生活支援総合事業通所Bサービス補助金	...	7
④ 子ども・教育		
(1) 地域子育て支援事業補助金	...	8
⑤ 環境・衛生		
(1) ごみ収集ステーション整備事業補助金	...	9
(2) 衛生部補助金	...	9
(3) 特定外来植物防除活動補助金	...	10
⑥ 都市基盤		
(1) 道路河川愛護団体支部活動報償費	...	11
(2) 除雪用機械器具設置事業補助金	...	11
(参考資料)		
■ 箕輪町分担金徴収条例	...	12~14

名称	地域総合活性化事業交付金
対象者	区、団体(複数の町民を含む5人以上で構成し町内で活動する、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体)
制度概要	地域の活性化や、地域の課題を解決するために創意工夫した地域活性化に資する事業への補助(※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業は除く)
補助内容(率、上限など)	<p>●区:経常分 対象費用 ①公民館分館の運営 ②町駅伝大会への参加 ③地区子ども会の運営 ④敬老会等事業に要する費用 予算額:900万円(算定方法:均等割84%、世帯割16%で配分)</p> <p>⑤区事務支援分 区長の事務を軽減するために必要な経費に対して交付(事務職員の雇用、事務機器の購入、リース料、区長が事務処理を行うことに対する経費等) 予算額:300万円(各区20万円)</p> <p>⑥子育てサークル・百歳体操の公民館使用料(冷暖房費含む)の無料分補</p> <p>●区:活性化事業分 対象費用 ①活性化事業に要する費用 予算額:1,300万円 ②公共土木関係工事(箕輪町分担金徴収条例第2条第1項に定める工事に限る)に要する費用(土木工事分担金) 予算額:505万円 ※区:経常分、区:活性化事業分の事務に必要な書式は、「町HP→行政書式ダウンロード→区関係資料→総務・企画」内に保存してあります。</p> <p>●団体:活性化事業分 対象費用:住民自らが主体となり行う地域活性化に資する事業の費用 交付金額:原則上限20万円 予算額:250万円 ※活性化事業分(団体分)の詳細については、「町HP→町政情報→協働のまちづくり→各種助成金→箕輪町地域総合活性化事業交付金(団体分)」に掲載してあります。 活性化事業分補助率:10/10(ハード事業、10万円を超える物品購入は9/10)</p> <p>【事業スケジュール】 4月:交付申請書の提出 5月:事業審査(選定委員会の開催) 6月上旬:交付決定 交付決定後～3月末:事業終了後、実績報告書提出 ※6月の交付決定額が予算額を下回る場合は、予算の範囲内で随時申請を受け付けます。</p>
補助規模(実績など)	44,390千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3152 Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	集会施設改修事業補助金
対象者	区、常会
制度概要	集会施設の建設または改修事業に必要な経費に対して補助 ※6年度要望の受付は8月の連絡事務嘱託員長会にて案内します (5年度分は受付終了しています)
補助内容(率、上限など)	区の公民館:事業費の1/2 集会所等:事業費の1/2(H30年度から) 補助金額:建設10,000千円上限、改修5,000千円上限 (事業費15万円以上のものが対象)
補助規模(実績など)	要望19件 9,417千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	総務課・総務係
連絡先	電話 79-3144(内線1105) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	地域発 元気づくり支援金
対象者	公共的団体等(区、常会等)、市町村等
制度概要	(市町村、公共的団体が)住民とともに自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して交付
補助内容(率、上限など)	<p>●交付対象事業 以下の項目に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協働の推進 ・保健、医療、福祉の充実 ・教育、文化の振興</li> <li>・安全・安心な地域づくり ・環境保全、景観形成</li> <li>・産業振興、雇用拡大(観光、農業、林業、商業、その他)</li> <li>・市町村合併に伴う地域の連携</li> <li>・その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業</li> </ul> <p>●重点テーマ(県全域) ※令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性・若者に選ばれる県づくり」</li> <li>・地域防災力の向上 ・2050ゼロカーボンに向けた取組みの推進</li> </ul> <p>●重点テーマ(上伊那地域振興局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の開業を見据えた交流、移住・定住の推進</li> <li>・上伊那の特色ある産業・文化を担う人づくりの推進</li> </ul> <p>補助率:ソフト事業3/4以内(重点テーマに該当する場合は4/5以内) ハード事業2/3以内(重点テーマに該当する場合は3/4以内)</p> <p>【申請スケジュール】 1月:事業計画書の提出 2月:ヒアリング(県) 4月下旬:採択事業決定、内示 ※採択状況により、2次募集(4月下旬以降)が行われる場合があります。 ※元気づくり支援金の詳細については、「町HP→町政情報→協働のまちづくり→各種助成金→地域発元気づくり支援金」に掲載してあります。</p>
補助規模(実績など)	公共的団体等:2件(H30年度)、3件(R1年度)、2件(R2年度)、2件(R3年度) ※町:1件(H30年度)、4件(R1年度)、4件(R2年度)、3件(R3年度)、2件(R4年度)
補助主体	長野県
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3152 Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	●一般コミュニティ助成事業 ●地域防災組織育成助成事業
対象者	区、常会等
制度概要	①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に対して補助 事業例：公民館エアコン設置、複合機設置、除雪機整備  ②地域防災組織育成助成事業 自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備 事業例：防災に関する機器・テントの導入、防災倉庫設置  【申請スケジュール(予定)】 10月上旬：申請書提出 翌年4月上旬：内示
補助内容(率、上限など)	補助率：10/10以内 助成金額 ①一般コミュニティ助成事業：100～250万円(10万円単位) ②地域防災組織育成事業：30万円～200万円(10万円単位) ※対象外：建築物(基礎工事を伴うもの)、消耗品(樹木・苗等除く)、中古品、車両、調理器具、救急セット、施設・設備(備品)の修理・修繕
補助規模(実績など)	一般コミュニティ助成事業、地域防災組織育成事業：2件(H29年度)、1件(H30年度)、2件(R1年度)、2件(R2年度)、3件(R3年度)、2件(R4年度)
補助主体	一般コミュニティ助成事業：(一財)自治総合センター
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3152 Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	コミュニティセンター助成事業
対象者	区、常会等
制度概要	集会施設の建築または大規模修繕及び施設に必要な備品の整備に対して補助  【申請スケジュール(予定)】 10月上旬：申請書提出 翌年4月上旬：内示
補助内容(率、上限など)	補助率：事業費の3/5以内(10万円単位) 助成金限度額：1,500万円
補助規模(実績など)	1件(H28年度)、1件(H29年度)
補助主体	(一財)自治総合センター
担当課・係	企画振興課・まちづくり政策係
連絡先	電話 79-3152 Eメール kizai@town.minowa.lg.jp

名称	消防施設等整備補助金
対象者	区
制度概要	区が整備する消防施設等に要する経費に対して補助
補助内容(率、上限など)	<p>基幹詰所及び詰所の改修工事(改修工事、塗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:7/10以内</li> <li>・補助金額:200万円上限</li> </ul> <p>消防用機械器具置場の新設、増改築、改修工事 (本体工事、基礎工事、電気工事、給排水衛生設備工事、塗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:7/10以内</li> <li>・補助金額:200万円上限(新設工事)100万円上限(増改築、改修工事)</li> </ul> <p>警鐘櫓及びホースタワーの改修工事 (本体工事、基礎工事、電気工事、付属設備の改修工事、塗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:7/10以内</li> <li>・事業費:20万円以上</li> </ul> <p>防火水槽改修工事(改修工事、漏水工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:7/10以内</li> </ul> <p>消防用ホース等、消火栓器具格納箱購入 (ホース、吸水管、管槍、消火栓器具格納箱)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:7/10以内</li> </ul>
補助規模(実績など)	1,011千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	総務課・防災・セーフコミュニティ推進係
連絡先	電話 79-3144(内線1131) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	自主防災組織育成事業補助金
対象者	自主防災組織
制度概要	自主防災組織の運営に係る経費に対しての補助
補助内容(率、上限など)	<p>1団体1年度10万円上限</p> <p>※補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付要綱の目的に沿った講習、研修に係る経費</li> <li>・緊急時に必要な備品、消耗品の購入費</li> <li>・団体の運営に必要な事務費</li> </ul>
補助規模(実績など)	1,500千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課、係名	総務課・防災・セーフコミュニティ推進係
連絡先	電話 79-3144(内線1131) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

名称	セーフコミュニティ活動推進補助金
対象者	各地区セーフコミュニティ推進協議会
制度概要	セーフコミュニティ活動の推進に係る経費に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助金額:1年度10万円を上限
補助規模(実績など)	700千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課、係名	総務課・防災・セーフコミュニティ推進係
連絡先	電話 79-3144(内線1133) Eメール soumu@town.minowa.lg.jp

**※こちらの補助金は箕輪町社会福祉協議会が窓口となります**

名称	安心・安全なまちづくり活動支援配分(助成)
対象者	非営利の住民組織団体(区、常会、自主防災組織等) 1年以上の活動実績を有する団体 ※対象外: 県の連合体または連盟組織における各地域組織等に 位置づけられているもの 過去に配分(助成)を受けている団体
制度概要	地域住民を対象として行う防災、防犯啓発・実施事業 防災に係る物品(付属品を含む)整備 ・避難所用物品整備事業 ・負傷者・障がい者等移動用物品整備事業 ・救命物品整備事業 ・避難誘導用物品整備事業 ・防災物品保管庫整備事業 ※対象外: 消耗品、充電パック等予備類
補助内容(率、上限など)	配分金額:1団体20万円上限
補助規模(実績など)	令和4年度までに13団体が活用
補助主体	社会福祉法人長野県共同募金会
担当部署	箕輪町共同募金委員会(箕輪町社会福祉協議会 総務グループ)
連絡先	電話 79-4180 Eメール tanpopo@minowa-shakyo.or.jp

名称	地域ふれあいサロン等支援事業補助金
対象者	箕輪町社会福祉協議会のふれあいサロン登録名簿に登録された団体 町福祉課の介護予防活動(いきいき百歳体操)登録名簿に登録された団体
制度概要	地域の住む人たちが気軽に集える場である地域ふれあいサロン等の実施に必要な備品購入に対して補助 ※地域介護・福祉空間整備事業で整備した介護予防拠点施設において実施するサロン等については、原則として対象外
補助内容(率、上限など)	1団体1施設につき10万円を上限 ※10万円に達するまで複数回に分けて補助金の申請可 ※申請者は区長 1の交付を既に受けた施設において、新たに地域ふれあいサロン等を実施する1登録団体に対し、3万円を上限 ※既に交付を受けた施設において、その補助を受けた登録団体に対しては新たな交付はしない。
補助規模(実績など)	260千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課・高齢者あんしん係
連絡先	電話 70-6622 Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	地区長寿クラブ補助金
対象者	地区長寿クラブ
制度概要	地域を豊かにする活動に対して補助
補助内容(率、上限など)	各単位長寿クラブ ・均等割:40,000円 ・会員割:150円/人 単独クラブ ・各単位長寿クラブの補助内容を基本としますが、会員数や活動内容により補助額を決定します。
補助規模(実績など)	1,527千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課・社会福祉係
連絡先	電話 79-3162(内線1433) Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp



名称	介護予防日常生活支援総合事業訪問Bサービス補助金
対象者	地区社協・地区セーフコミュニティ推進協議会等生活支援に取り組んでいる団体
制度概要	要支援1・2認定者及び総合事業認定者に対して、ゴミ出しや雪かきなどの生活支援を地域住民等が主体となって行う活動に対する補助
補助内容(率、上限など)	○均等割 ・1団体あたり年間20,000円以内 ○実績割 生活支援に対する補助金(1回あたり) ・実施時間30分未満:450円以内 ・実施時間30分以上:900円以内
補助規模(実績など)	114千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課高齢者あんしん係
連絡先	電話 70-6622 Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	介護予防日常生活支援総合事業通所Bサービス補助金
対象者	住民主体によるミニデイサービスに取り組んでいる団体
制度概要	要支援1・2認定者及び総合事業認定者に対して、介護予防に向けたミニデイサービスを地域住民等が主体となって行う活動に対する補助
補助内容(率、上限など)	ミニデイサービス対象利用者1人につき1回あたり900円
補助規模(実績など)	648千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	福祉課高齢者あんしん係
連絡先	電話 70-6622 Eメール fukushi@town.minowa.lg.jp

名称	地域子育て支援事業補助金
対象者	<p>地区、子育てサークル等</p> <p>※団体要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成が3世帯以上</li> <li>・代表者及び構成世帯の2/3以上が町内に住所がある未就学児を養育する者</li> </ul> <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした団体</li> <li>・国、地方公共団体で実施している他の補助金等を受けている団体</li> </ul>
制度概要	地域における子育て親子の交流の促進、地域における子育て支援機能の充実を図る子育てサークルの活動に対して補助
補助内容(率、上限など)	<p>算定基準:補助金額=対象経費-参加者負担金等の収入額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額:団体人数20人以上:35,000円上限(うち食料費7,000円上限)</li> <li>          団体人数20人未満:25,000円上限(うち食料費5,000円上限)</li> </ul> <p>※団体人数:申請時における構成員名簿のうち町内に住所を有し未就学児を養育する者の人数</p> <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費</li> <li>・講師に対する謝礼</li> <li>・旅費</li> <li>・食料費(専ら、構成員同士が交流するために必要な物に限る。)</li> <li>・材料費(賄材料費を含む。)</li> <li>・施設利用料</li> <li>・物品使用料</li> <li>・印刷費</li> <li>・保険料</li> <li>・その他町長が認める経費</li> </ul>
補助規模(実績など)	220千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	子ども未来課・子育て支援係
連絡先	<p>電話 0265-79-3164(内線1472)</p> <p>Eメール kodomo@town.minowa.lg.jp</p>

名称	ごみ収集ステーション整備事業補助金
対象者	地区衛生組織
制度概要	ごみステーションの新設、改修に係る経費に対して補助 ※毎年度9月に翌年度の要望について、各区衛生部長を通じて取りまとめを依頼しています。
補助内容(率、上限など)	補助率 :1/2 補助金額:10万円上限(千円未満の端数は切り捨て)
補助規模(実績など)	687千円(R5年度予算) R2年度10件 R3年度25件 R4年度8件
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	住民環境課・生活環境係
連絡先	電話 79-3154(内線1363) Eメール jukan@town.minowa.lg.jp

名称	衛生部補助金
対象者	区衛生部
制度概要	町内全域の環境美化活動をするため、各区衛生部の事業活動に対して補助
補助内容(率、上限など)	均等割 地域割(11/1現在の世帯数割) 資源物分別収集指導員割
補助規模(実績など)	3,974千円(R5年度予算)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	住民環境課・生活環境係
連絡先	電話 79-3154(内線1363) Eメール jukan@town.minowa.lg.jp

名称	特定外来植物防除活動補助金
対象者	町に住所を有する者、町内で活動する団体
制度概要	<p>特定外来植物の駆除活動に対して補助</p> <p>※特定外来植物の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オオキンケイギク</li> <li>・アレチウリ</li> </ul> <p>※補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の道路、河川敷において行う防除活動事業</li> </ul> <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とする事業</li> <li>・その他町長が適当でないと認めた事業</li> </ul>
補助内容(率、上限など)	<p>1人200円限度</p> <p>※補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗物品</li> </ul> <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料</li> <li>・薬剤</li> </ul>
補助規模(実績など)	R2年度 2件4,100円 R3年度 3件11,840円 R4年度 2件15,800円
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	住民環境課・生活環境係
連絡先	<p>電話 79-3154(内線1363)</p> <p>Eメール jukan@town.minowa.lg.jp</p>

名称	道路河川愛護団体支部活動報償費
対象者	各区(道路河川愛護団体)
制度概要	各区において道路・河川の清掃、草刈り及び除雪に対して補助
補助内容(率、上限など)	町補助分 道路整備 ・均等分 ・実績分:道路参加人数による 機械除雪 ・均等分 ・実績分:距離、参加人数、総稼働量による 県補助分 河川整備 ・均等割 ・実績分:参加人数による
補助規模(実績など)	町:900千円(R4年度道路河川愛護会予算) 県:340千円(R4年度道路河川愛護会予算) 1,045千円/15区(R3年度支部活動費実績)、一部現物支給(除草剤)
補助主体	箕輪町河川道路愛護会
担当課・係	建設課・建設管理係
連絡先	電話 79-3167(内線1614) Eメール kensetsu@town.minowa.lg.jp

名称	除雪用機械器具設置事業補助金
対象者	区
制度概要	区域内道路の除雪作業に必要な除雪機械器具の設置に対して補助
補助内容(率、上限など)	補助率:1/2以内
補助規模(実績など)	217千円(R4年度実績、2区)
補助主体	箕輪町役場
担当課・係	建設課・建設管理係
連絡先	電話 79-3167(内線1611) Eメール kensetsu@town.minowa.lg.jp